

第2次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の実施状況について

この計画の推進に当たっては、計画に掲載された施策及び事業に関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。計画の見直しについては、計画期間全体を通じた取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や市の他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の平成32年度に検討します。計画内で取り組む各施策の実施状況は、毎年度把握して公表することとしています。

計画の目標 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

| 基本目標 | 施策の方向 | 事業名称 | 事業内容 | 平成30年度実施状況 | 担当課 |
|--------------------------|----------------------|---|---|---|--|
| I 教育・啓発の推進 | 1 市民への意識啓発 | 1 DVの防止・啓発 | 市民一人ひとりがDVを身近な問題として考えるきっかけづくりを目的として、女性に対する暴力防止をテーマにした講座や講演会を開催します。 DV被害者に対して、広く相談窓口についての周知を行うため、パンフレットの作成・配布を行います。 DV防止法を含むDV全体に関するものを継続して周知・啓発します。 外国人のDV被害者に対して、支援に関する情報を適切に提供するため、パンフレット等で適切な情報を提供します。 | DV防止セミナーを開催した（参加人数：72人）。 女性に対する暴力に関する資料や情報を収集し提供した（男女共同参画推進センター：図書購入53冊）。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 2 女性に対する暴力をなくす運動の周知 | 全国で実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）を周知するとともに、女性に対する暴力の問題に関する取組を強化し、意識啓発や教育の充実を図ります。 | 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、11月11日に「子どもはDVに気づいている～子どもへの影響と対応～」と題したDV防止セミナーを開催した（参加人数：72人）。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | 2 学校等における人権教育の推進 | 3 人権教育の推進 | 市立学校における児童生徒、教職員の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに人権教育啓発資料「ひまわり」をはじめとする各種啓発資料等の発行などに取り組みます。 | 全ての市立学校、及び人権教育集会所、公民館等において、人権に関する研修会や講座を開催した。市立小・中学校より募集した「人権標語」「人権作文」の最優秀賞表彰式を開催するとともに、最優秀賞と優秀賞受賞作品を掲載した人権文集「じんけん」を作成し、市立小・中学校等へ配布した。また、「人権教育ニュース」（2回）を作成し、市立学校、人権教育集会所、公民館、図書館等へ配布した。平成30年度は個別的人権課題の指導案と、研究指定校の実践事例を盛り込んだ「人権教育実践事例集」を新たに作成した。 | 人権教育推進室 |
| | | 4 学校人権教育研修会の支援 | 市立学校における児童生徒、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、個別の人権課題をテーマとした人権教育啓発研修会・講演会などの開催を支援します。 | 校内における人権教育研修会の確実な実施に向けて、第1回人権教育主任研修会において、研修の進め方を示した。その後、人権教育啓発ビデオ/DVD貸出や人権教育講演会の講師紹介等を支援した。さらに全ての市立学校において、人権教育研修会や講演会を開催した。 | 人権教育推進室 |
| | | 5 男女平等の視点からの生活指導・進路指導 | 高等看護学院に在籍する全学生を対象として、男女の区別なく専門職業人として知識・技術・感性豊かな人間性を養い、男女平等の視点から指導・教育を行います。 | 男女の区別なく、成績や学生生活に悩む学生とその保護者を対象に、面談・支援を実施した。 | 高等看護学院 |
| | | 6 学校保健事業・健康教育の推進 | 高等看護学院における教育課程の一環として、成人看護学・小児看護学・母性看護学の講義において、学生に性教育、健康教育等を実施します。 | 専門領域の成人・小児・母性看護学及び老年・精神看護学において性に関する教育や健康教育を実施した。 | 高等看護学院 |
| 3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の周知 | 7 デートDVの防止・啓発 | 若年層に対し、あらゆる機会を活用してデートDVの防止・啓発を図るため、リーフレット等を作成・配布するとともに、出前講座を実施します。 市立中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止リーフレット等を作成し、配布します。 市立中学校及び高等学校教職員に対しても、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。 | ・デートDV防止出前講座を開催した（埼玉大学：1247名）。 ・デートDV防止啓発リーフレットを市立中学校及び高等学校各2年生に配布した。その際、各学校に夏休み前の集會等で説明しながら配るなど効果的に活用するよう促した。また、講師を招き、市立高等学校の人権教育主任・養護教諭と、市立中学校教職員希望者対象の「デートDV防止研修会」を開催した。管理職研修会や人権教育主任研修会など各種研修会でデートDVを含む人権課題の状況を説明した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） 人権教育推進室 | |
| II 被害者の早期発見と相談体制の充実 | 1 早期発見・通報体制の整備・充実 | 8 通報体制の周知 | DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」などにおいて、DV被害者の早期発見や通報体制について周知します。 | 男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」において、DV電話相談や悩み相談などの各種相談を周知した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 9 通報体制の整備 | 医療・保健・福祉関係機関などとの連携により、DV被害者の早期発見に努めます。 | 庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を年2回（9月、3月）実施し、DV被害者の早期発見のため児童相談所、保健所、福祉関係機関等との連携・協力を強化した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 10 24時間児童虐待通告電話の充実 | 増加傾向にある児童虐待相談に早期対応することで、DV被害者の発見につながる可能性があるため、24時間365日体制で児童虐待通告相談を受け付けます。 | 児童虐待通告電話を24時間365日実施し、1,119件の電話（虐待通告273件、その他846件）を受け、6件の緊急対応・一時保護を実施した。 | 児童相談所 |
| | | 11 要保護児童対策地域協議会の開催 | 深刻化する児童虐待の問題に対し、関係機関が情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を図る協議会を開催することで、虐待を受けている児童等の早期発見や適切な保護を行います。 | 要保護児童対策地域協議会を開催した（代表者会議1回、区会議12回）。 | 子ども家庭総合センター総務課 （平成31年度より子育て支援政策課から組織変更） |
| | 2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 | 12 DV相談事業 | DV被害者への対応や情報提供のために、さいたま市DV相談センターにおいて婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、自立支援に必要な情報提供を行う「女性のDV電話相談」を実施します。また、女性を対象とした法律相談・こころの健康相談を実施します。 | 女性の悩み電話相談（7,142件うちDV相談1,105件）、法律相談（152件）、心の健康相談（19件）を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 13 ワンストップサービスの実施 | 手続きを一元化することでDV被害者の負担軽減と二次的被害の未然防止を図る必要があるため、ワンストップサービスを実施します。 | 庁内の関係機関との連携により、配偶者暴力相談支援センターの周知を行い、相談窓口や相談証明の発行等をワンストップ化し、DV被害者の負担軽減を図った。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | 3 相談体制の強化と周知 | 14 婦人相談員研修の実施 | 婦人相談員の相談に対する資質向上を図るために、相談業務及びDV等に関連する専門家又は関係機関職員を講師とした研修・スーパービジョンを実施します。 | 婦人相談員の資質向上のための相談員会議（毎週）及び研修（8回、うち外部講師による事例検討4回）を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 15 若年層が相談しやすい環境の整備 | デートDV意識・実態調査では、被害経験のある人のうち「どこにも・誰にも相談しなかった」と回答した人の割合が高いことから、若年層向けにメールや専門電話等を整備します。 | 政令指定都市に対し、メールやSNSといったインターネットを介した若年層向け相談窓口の整備・構築状況の照会を実施し、他自治体の取組み状況について把握した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 16 男性DV被害者のための相談体制の整備 | 近年深刻化している男性のDV被害者に対して適切な対応を行うため、男性のDV被害者に対応できる体制を整備します。 | 男性の悩み相談電話（60件）を実施した。また、男性のDV被害者について、住基支援措置に係る意見を2件付した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より人権政策推進課と統合） |
| | | 17 人権相談事業 | DV被害者を早期に発見し、適切な助言や関係機関との連携を行えるよう、大宮区役所等市内4ヶ所において、法務局から委嘱された人権擁護委員が、DV問題を含む人権問題について相談を受け付けます。 | 毎月第2木曜日に市内4ヶ所所人権相談を実施（年間相談件数88件）し、6月1日「人権擁護委員の日」に市内5ヶ所所相談を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 （平成31年度より男女共同参画課と統合） |
| | | 18 住民相談事業 | 各区役所において弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対して助言や回答を行います。 | 弁護士による法律相談（民事一般）を実施した（総件数2,838件のうち、離婚及びDVに関する相談件数計489件）。 | 市民生活安全課 （平成28年度より市民総務課から組織変更） |

| | | | | | |
|---|--------------------|-----------------------------|--|--|--|
| 4 | 多様な被害者への配慮 | 19 多様な被害者への配慮 | 高齢の相談者、障害のある相談者に対して、適切な相談や支援を行います。 日本語で十分なコミュニケーションが図れない外国人に対しても、関係機関と連携し、多言語で相談が行える体制の整備を図ります。 | シニアサポートセンター等と連携し、適切な相談や支援を実施した。またDV相談センターの案内チラシ（英語版、中国語、朝鮮・韓国語）を区役所など市施設に配布した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 20 外国人のための生活相談 | 市内在住の外国人の悩みや不安等を解消するため、外国人生活相談員を配置し、日常生活を営む上で必要なアドバイスなどを行います。 国際交流センターにおいて、サロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談（日本語）及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施します。 | ・大宮区くらし応援室において外国人相談を実施した（相談件数94件）。（毎週月曜日～木曜日の9時～12時。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語）。 ・国際交流センターにおいてサロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施した（相談件数78件）。（中国語：毎週火曜、英語：毎週水曜、韓国・朝鮮語：毎週木曜）。 | 市民生活安全課 (平成28年度より市民総務課から組織変更) 観光国際課 |
| | | 21 外国人のための情報提供 | 市報 information欄への英文記事の掲載や、多言語による生活情報誌「ぶらら」の発行など、外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布します。 | 市報 information欄へ英文記事を掲載した。多言語による生活情報誌「ぶらら」を発行した（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語 年5回発行）。外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布した。 | 観光国際課 |
| 1 | 安全な保護体制の整備 | 22 被害者の緊急時における一時保護事業 | DV被害者について、面接相談により緊急保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼します。 通報者や関係機関と連携し、必要な情報提供を行うなど、迅速かつ適切に対応することでDV被害者の一時保護に至るまでの安全を確保します。 | 一時保護にあたり各区福祉課、児童相談所等関係機関への連絡・調整を実施し、婦人相談センター等への入所を依頼した（入所件数：9件）。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 23 民間団体への支援 | 市内民間団体の運営するシェルターに対し、補助金を交付することが被害者の緊急時における安全の確保につながるため、それらに対する財政的支援などを行います。 | さいたま市民間緊急一時避難施設補助金を交付した（1団体に対し、家賃補助40万円）。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 24 母子緊急一時保護事業 | 現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育終了前に限る）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。 | 緊急に一時保護を必要とする母子（義務教育終了前）の母子生活支援施設入所と必要な保護を実施した（入所件数：20件）。 | 子ども家庭総合センター総務課 (平成31年度より子育て支援政策課から組織変更) |
| 2 | 被害者及びその関係者に係る情報の保護 | 25 住民基本台帳の閲覧等の制限 | 現住所などの被害者の情報を保護するため、各区役所区民課において配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者からの支援措置の申し出を受け、措置の必要性があると判断した場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しなどの交付、及び戸籍の附票の写しの交付などを制限し、被害者の情報の保護を行います。 | 被害者情報の保護のための支援措置を実施した。支援措置対象者（申出者553件。申出者とあわせて支援を求める者の数629件（平成30年12月現在））。 | 区政推進部 |
| | | 26 情報管理の徹底 | 被害者の安全を確保する場合、居場所をはじめとした各種情報を保護する必要があるため、被害者及びその関係者に係る情報管理の徹底を全庁的に取り組みます。 | 関係機関に配布している「さいたま市一時保護マニュアル」において、被害者等の情報管理の徹底を周知した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) 全庁 |
| 3 | 自立に向けた各種支援 | 27 子育て相談の実施 | 各区役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行い、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決します。 | 家庭内の児童福祉に関する相談指導業務を実施した（相談件数11,195件）。 | 子ども家庭総合センター総務課 (平成31年度より子育て支援政策課から組織変更) |
| | | 28 ひとり親家庭等相談 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員が就業についての相談や生活相談に応じます。 | ひとり親家庭からの就業相談や生活相談に応じ、ひとり親家庭の福祉の向上に努めた（生活相談：1,890件、うち就業相談：1,521件）。 | 子育て支援政策課 |
| | | 29 さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの実施 | 多重債務者問題を含む消費者行政に関して庁内で連携を図るほか、埼玉県多重債務対策協議会へ参加し、他団体と協力しながら多重債務に起因する総合的な解決を図ります。 | 多重債務者への相談窓口の開設及びその周知を適切に行った。また、埼玉県主催の多重債務者相談強化キャンペーンとして、多重債務相談会を開催した（相談件数3件）。 | 消費生活総合センター |
| | | 30 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。 | 母子家庭の母等を対象に、技能習得資金や子どもの修学資金の貸付を実施した（貸付件数：105件、貸付金額：75,539,522円）。 | 子育て支援政策課 |
| | | 31 ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業 | ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。 | ひとり親家庭等を対象にした相談から就業までの一貫した就業支援サービスを提供した。また、自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給した（自立支援教育訓練給付金支給件数：26件、高等職業訓練促進給付金受給者：62名）。 | 子育て支援政策課 |
| | | 32 DV被害者に対する民間賃貸住宅への入居支援 | 埼玉県住まい安心支援ネットワークで取り組んでいる「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」において、DV被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、情報提供を行います。 | DV被害者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」で登録された不動産店の情報提供を行った。 | 住宅政策課 (平成28年度より住宅課から組織変更) |
| | | 33 DV被害者に対する市営住宅の提供 | DV被害者で住宅に困窮している方に対し、生活の場を提供し、DV被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤の立て直しに寄与します。 | DV被害者で住宅に困窮する方のために市営住宅を確保した。また、市営住宅入居者の募集手続きにおいて、母子・父子世帯などに対する優遇措置を実施した。 | 住宅政策課 (平成28年度より住宅課から組織変更) |
| | | 34 生活保護（被害者の生活の支援） | 生活に困窮する被害者の最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。 | 婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対しては生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を実施した（平成30年度1世帯）。 | 生活福祉課 |
| 4 | 心身の健康回復への支援 | 35 DV被害者への情報提供 | DV被害者の自立支援に伴う手続きを円滑に進めるため、医療、行政の各種支援制度、手続き等に関する庁内外の情報を収集し、提供や助言を行います。また、関係機関等との連携を充実させ、自立支援の促進に努めます。 | DV被害者の自立支援を円滑に進めるため、庁内外の他法・他施策について情報収集し、相談時に情報を提供した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 36 自助グループ等支援 | 講座やセミナーを開催し、自助グループを管理するファシリテーターを養成します。 | 傷ついた心を抱えている方の心身の回復のために、安全な場の中で自分の心と向き合い、自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施した（全12回 参加者延342名）。また、傷ついた子どもたちの心のケアのために、親子で共同作業をしながらアートに取り組む、「アートを楽しむ会」を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 37 精神保健に関する支援 | 被害者の自立には心のケアが必要なため、心の問題に関する相談やカウンセリング等の機関について情報提供を行います。 | カウンセリング希望者に対する「こころの健康ガイド」活用と、医療機関についての情報を提供した。また、精神保健福祉士によるカウンセリング（24件）を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | 38 精神保健相談事業 | 被害者の精神的健康の増進や、必要な精神科医療が受けられるよう保健師・精神保健福祉士が電話、面接、訪問、メールによる相談に応じます。また、家族、関係者の精神科医療に関する相談を受付けます。 | 精神疾患のある人及び家族などから、電話・来所・家庭訪問・メールによる相談を受け、早期治療導入・治療継続・療養上の支援を実施した。 | 精神保健課 |

Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

| | | | | | | |
|--|------------------|---|---|--|---|--------------------------------------|
| IV 子どもへの支援 | 1 保育・就学支援 | 39 児童生徒の就学支援 | 住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて、就学援助制度について案内を行います。 | DV被害を理由として緊急避難してきた児童生徒に対し、居住事実の確認により、学校を指定し、就学支援を実施した。また、必要に応じ、生活保護又は就学援助制度を案内した。 | 学事課 | |
| | | 40 子どもショートステイ事業 | 乳児から小学校修了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等の理由により、家庭においての養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で児童を短期間預かります。 | 保護者が社会的理由（疾病、出産、出張等）により、一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等で子どもの預かりと子育て援助を実施した（延利用者数6名）。 | 子ども家庭総合センター総務課 (平成31年度より子育て支援政策課から組織変更) | |
| | | 41 放課後児童健全育成事業 | 「放課後児童クラブ」を運営することで、就労などにより保護者が居間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を行うとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。特にひとり親家庭等については、優先的に入所できるよう配慮します。 | ひとり親家庭等については、優先的に入所できるよう入室選考の際に加点を行った。 | 青少年育成課 | |
| | | 42 保育施設利用における優先入所 | 保育施設利用の際の利用調整（選考）において、虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるよう配慮します。 | 虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるよう配慮した。 | 保育課 | |
| | | 43 婦人相談員への情報の周知 | 被害者の自立を支援する上で、子どもの就学・保育等について情報提供することが必要なため、保育所・学校等における子どもに関する手続き等を婦人相談員に周知し、理解の徹底を図ります。 | 外部研修等で得られた情報の共有を図るため、婦人相談員会議を42回実施した。また、「子育て応援ブック」を配布し、婦人相談員の資質向上に努めた。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| | 2 子どもの心のケア | 44 思春期の精神保健相談の実施 | 子どもの心のケアを目的として、子どもやその家族などを対象に電話相談と必要に応じて面接相談を実施します。暴力や依存症などの問題を抱える機能不全家族の中で育つ思春期の子どもたちやその家族を対象として、個別やグループでの心理教育プログラムの実施、親子関係改善のためのスキルプログラムを実施します。 | 小学校高学年から中学生の子どもとその家族を対象に電話相談（毎週火・金曜日、9時～17時）と必要に応じて面接相談を実施した。また、子どもや家族への支援を目的とした集団心理教育プログラムを実施した。 | こころの健康センター | |
| | | 45 教育相談推進事業 | 教育相談室を設置し、市内に在住・在学する幼児から高校生まで、及び保護者からの学校生活にかかわる様々な悩みに、専門的な知識や技術を持つ相談員が対応します。また、市内全中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図ります。 | 総合教育相談室が市立教育相談室6室を統括し、より専門的な相談に対応する体制を整えた。平成30年度は、スクールソーシャルワーカーを増員し、支援体制を強化した。全市立中学校にさわやか相談員を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした相談・支援を行う学校教育相談体制を強化した。 | 総合教育相談室 (平成29年度より指導2課から組織変更) | |
| | | 46 (仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業 | 家庭・学校内・本人の問題等が絡み合った子どもの問題の複雑化や、子育てに関する相談窓口のわかりづらさ、さらに相談ニーズの増加といった課題へ対応するため、子どもや家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭・地域の子育て機能を総合的に支援する、中核施設「(仮称)さいたま市子ども総合センター」を開設します。 | さいたま市子ども家庭総合センターを平成30年4月1日にフルオープンし、「ばれっとひろば」等の遊びや交流の場となる市民コンタクトスクエアや屋外の常設のプレイパークである「冒険はらっぱ」の運営を行い、「なんでも子ども相談窓口」で様々な相談に対応するとともに、専門相談機関と連携した支援を行った。 | 子ども家庭総合センター総務課 (平成30年度より子育て支援政策課から組織変更) | |
| | V 関係機関等との連携協力 | 1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化 | 47 DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） | 被害者の適切な保護や自立支援を行うため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催し、庁内及び庁外の関係機関と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討します。 | さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（5月、1月）及び庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（9月、3月）を開催し、DVに関する情報交換、研究協議を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| | | | 48 警察との連携 | 関係機関が認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があるため、DV被害者の保護に当たっては、警察と緊密な連携を取り、広域的な対応を依頼します。 | 警察から男女共同参画相談室に繋がったケースについて、面接相談の結果等を情報共有し、必要に応じて連携を継続した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) |
| 49 教育機関や保育園等との連携 | | | 被害者の子どもの安全を確保するため、各小学校、中学校、高等学校、保育園・幼稚園との連携を強化します。 | 小・中学生を抱えるDV被害者について、学校及び教育委員会と連携を強化し、転校の就学に関する手続きを支援した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| 50 福祉・保健機関との連携 | | | 関係機関が認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があるため、業務を通じてDV被害者の早期発見につながると思われる福祉事務所、保健所、保健センター等と情報を共有すること等により、連携を強化します。具体的には、庁内DV防止対策関係機関連携会議を年2回開催します。 | 福祉事務所・保健センター等に相談に訪れたDV被害者の状況を共有し、必要に応じて男女共同参画相談室へ繋がるよう、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を2回開催し連携を強化した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| 51 専門家（弁護士、精神科医師等）との連携 | | | 婦人相談員研修の講師、またはスーパーバイザーに弁護士、精神科医師、臨床心理士等の専門家を招き、相談スキルの向上を図ります。また、関係機関が開催する専門家を講師とする研修（年間12回）に相談員を参加させます。 | 婦人相談員の資質向上のため相談員会議（42回）及び研修（8回、うち外部講師による事例検討4回）を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| 52 さいたま市妊産婦からの虐待予防強化事業（妊娠期からの養育支援ネットワーク） | | | 産科医療機関などと保健所・保健センターが連携し、虐待発生のおそれのある家庭を把握し、適切かつ継続的な支援を行います。年に1回、協力する医療機関の担当者や情報共有や連携強化のため、連携会議を開催します。 | 本事業の周知が進み、産科等医療機関の理解が深まったことにより、48医療機関から866件の連絡票の受理及び支援を実施した。本市主催で妊娠期からの虐待予防強化事業連絡会を開催したほか、埼玉県が主催した妊娠期からの虐待予防強化事業研修会に協力参加し、連携強化が図れるよう県内医療機関・関係機関との意見交換や情報交換を実施した。 | 地域保健支援課 | |
| 53 セーフコミュニティ認証取得事業 | | | WHOが推奨する国際認証の取得に向け市民団体と行政等の協働により「セーフコミュニティ」を推進する中で、「DV対策」を項目の一つとして、取り組みます。 | WHOが推奨する「セーフコミュニティ」の認証の取得に向け、市民団体と行政等の協働により、DV防止を含む「さいたま市セーフコミュニティ対策委員会」を8回開催し、その取組内容を「さいたま市セーフコミュニティ推進協議会」に報告した。また、国際認証取得にかかる審査申請書を「セーフコミュニティ国際認証センター」に提出した。 | 危機管理課 (平成30年度より安心安全課から組織変更) | |
| 54 DV被害者支援団体との連携 | | | DV被害者支援のための知識や経験を有する民間団体の取組やネットワークを支援し、連携を強化します。さいたま市民間緊急一時避難施設補助金を交付（1団体に対し家賃補助40万円）します。 | さいたま市民間緊急一時避難施設補助金の交付した（1団体に対し、家賃補助40万円）。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| 2 職務関係者による配慮 | 55 職務関係者研修の実施 | 職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、環境等を踏まえ、国籍、障害の有無等を問わず、被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図り、職務関係者を中心に職員研修を実施します。また、職員用対応マニュアルを作成・配布します。 | 婦人相談員の資質向上のため、外部講師を招いて研修を8回実施した。また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（2回）において、県婦人相談センター職員による講義や民間アドバイザーによるワークショップ等を含めた研修を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | | |
| | 3 調査研究の推進 | 56 DVに関する実態調査・研究 | 職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、環境等を踏まえ、国籍、障害の有無等を問わず、人権を尊重し、安全の確保および秘密の保持に十分な配慮をする必要があります。配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、市民意識調査やデートDV意識調査を実施し、被害者及び加害者の実態の調査・研究を行います。国や他自治体等における加害者対策に関する取組みや調査・研究を把握するとともに、市民意識調査によりDV被害者、加害者の実態から施策のあり方を検討します。 | 「女性の悩み電話相談」「男性の悩み電話相談」において、相談の内容を主訴別に分類し、DV被害・加害の実態・状況を把握した。政令指定都市に対し、メールやSNSといったインターネットを介した若年層向け相談窓口の整備・構築状況の照会を実施し、他自治体の取組み状況について把握した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) | |
| 4 苦情の適切かつ迅速な処理 | | 57 苦情処理の取組 | 被害者支援への取り組みに対する苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行う必要があるため、職員の職務の執行に関して相談者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するとともに、処理結果について申出人に説明責任を果たすよう努めます。被害者からの苦情を受けた場合の迅速・適切な対応について、関係機関に対し働きかけを行います。 | 相談者から対応について苦情を受けた際、別の相談員による再相談を実施した。 | 人権政策・男女共同参画課 (平成31年度より人権政策推進課と統合) 全庁 | |